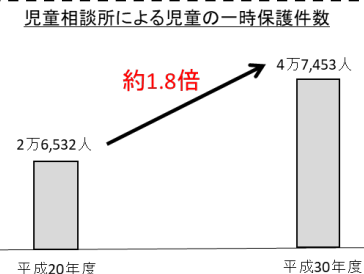


要保護児童の社会的養護に関する実態調査結果（ポイント）

- 様々な要因で家庭で養育できない児童への適切な養育、自立に向けた支援を推進する観点から調査を実施。令和2年12月15日、厚生労働省に対して改善を求めた（総務大臣から厚生労働大臣に勧告）

背景

- 児童虐待の増加を背景に、児童相談所による児童の一時保護は10年間で約1.8倍増
- 一時保護された児童の5人に1人は、児童養護施設や里親等の下で養育。施設等で養育されている児童の数約4万4,000人
- 要保護児童の養育に関しては、児童の養育に関する親権者等の同意の取付け、施設内虐待の発見とその対応、進学・就職に伴う支援の継続などが課題として指摘



勧告①

厚生労働省は、親権者等との同意をめぐる各地の現場実例を踏まえた支援方策を検討し、必要な措置を講ずること。

- ✓ 散髪などの日常行為を含め様々な場面で、施設が親権者等の同意取得に相当の労力を費やしている実態あり

[もう少し知りたい](#)

[もっと詳しくは](#)

勧告②

厚生労働省は、施設内虐待の通告・届出制度の運用実態を点検し、処理フローの見直しを含め通告・届出が確実に都道府県知事に届く措置を講ずること。

- ✓ 施設との認識の齟齬^{そご}や勘違い、事業認可が取り消され養育先がなくなる懸念から、施設内虐待が疑われる事案が児童相談所から都道府県知事に通知されなかった例あり。現場対応の客観性担保、再発防止策の検証に支障のおそれ

[もう少し知りたい](#)

[もっと詳しくは](#)

勧告③

厚生労働省は、進学や就職に伴い施設等から離れて暮らす児童に対する措置の継続・延長などの考え方について、指針や事業要綱などに明記し、都道府県等に示すこと。

- ✓ 大学進学などに伴い、児童養護施設を離れ、寮や寄宿舍に入居するケースで、施設で寝起きしていなければ監護しているとは言えないといった現場の判断がなされ、支援が途切れる例あり

[もう少し知りたい](#)

[もっと詳しくは](#)